
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 507 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 507 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 2 日開催）において、信用リスクに関する注記事項の基準体系及び開示目的の取扱い、並びにステップ 2 を採用する金融機関における金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表の開示の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（信用リスクに関する注記事項の基準体系に関する意見）

2. 信用リスクに関する注記事項を金融商品の減損に関する新たな適用指針（以下「新たな適用指針」という。）に集約して定め、既存の会計基準等から削除するという事務局提案に賛成する。

（信用リスクの開示目的に関する意見）

3. 信用リスクの開示目的に関する事務局提案に賛成する。
4. 「開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については記載しないことができる」という定めを置くことは作成者にとって有用であると考える。
5. 開示目的は上位の概念であるため、新たな適用指針ではなく会計基準に記載する方がよいと考える。
6. 事務局提案の開示目的の記載は、定型的・抽象的な表現であると考える。より具体的な記載とすることにより開示目的アプローチの実効性を高めることができると考える。
7. 財務諸表利用者の一部は、開示目的を定めるアプローチでは本来開示すべき事項が開示されないリスクがあるとの懸念を有しており、教育文書等で開示目的を定めるアプローチの考え方を示すことにより、このような財務諸表利用者の懸念を軽減できると考える。
8. 開示目的を達成するための情報のうち「(2)貸倒引当金の分解情報」で求められる開示は、収益認識会計基準で開示が要求される「分解情報」と必ずしも同じではないと考えられ

るため、「分解情報」という表現を見直すことが考えられる。

(金融商品のクラス別の調整表の開示に関する意見)

9. 事務局提案に特段の異論はない。
10. ステップ 2 を採用する金融機関はグローバルに活動しており、海外投資家から投資される可能性が高いと考えられるため、国際的な比較可能性を確保することを重視して、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）と同等の開示を行うことが望ましいと考える。
11. IFRS 第 7 号の開示例に関して、一部の内訳項目をまとめた上で取り入れた場合には作成者のコスト軽減につながると考える。その場合でも内訳を開示するためには相応のコストが生じるため、財務諸表利用者へのアウトリーチを通じてコストと便益を精緻に分析した上で内訳項目を検討すべきと考える。
12. 当該調整表を開示することは必要であるという結論が想定される中では、開示の粒度が論点となると考えられる。この点に留意して、財務諸表利用者へのアウトリーチでは議論が拡散しないように質問の仕方等を工夫していただきたい。
13. 金融商品の信用リスクに関する開示は有事にその重要性が高まるものが多く、作成者の観点からは常に有事を想定した開示を求めることは過剰であると考え。財務諸表利用者の意見も踏まえて慎重に議論する必要があると考える。

(米国会計基準の CECL モデルに基づく情報の開示方法に関する意見)

14. 金融商品のクラス別の調整表における CECL モデルに基づく情報の開示方法については会計基準等において具体的に定めず、規範性のない教育文書において複数の開示方法があることを示すとする事務局提案に賛成する。
15. 規範性のない教育文書において記載する内容が増加しているため、CECL モデルに基づく情報の開示方法に関する検討の経緯を結論の背景で示すことを検討してもよいと考える。

以 上